

ID: 536

担当部署: 建設課

処分の概要	工事原因者に対する工事施行命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第18条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第18条の規定による。 (工事原因者の工事の施行等) 第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 537

担当部署: 建設課

処分の概要	洪水時等における業務従事命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第22条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第22条第2項の規定による。 (洪水時等における緊急措置) 第22条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。 2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 538

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物用途廃止後の原状回復命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第31条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第31条第2項の規定による。 (原状回復命令等) 第31条 第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。 2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 539

担当部署: 建設課

処分の概要	流水占用料等の徴収
法令名称 根拠条項	河川法 第100条において準用する第32条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号
【基準】 法第32条第1項の規定による。 (流水占用料等の徴収等) 第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。 2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。 政令第18条の規定による。 (流水占用料等の額の基準等) 第18条 法第32条第1項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。 (1) 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取(以下「流水の占用等」という。)の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。 (2) 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。 (3) 発電のための流水占用料等にあつては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること。 2 法第32条第1項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認められる場合として条例で定める場合には、当該期間の分の流水占用料等を一括して徴収することができる。 (2) 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は返還すること。 (3) 2以上の都府県の区域にわたつて行われる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。	
備考	

設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 540

担当部署: 建設課

処分の概要	河川の従前の機能の維持の指示		
法令名称 根拠条項	河川法 第100条において準用する第44条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第44条の規定による。 (河川の従前の機能の維持) 第44条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。第51条の2及び第51条の3を除き、以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。 2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。 政令第24条の規定による。 (河川管理者の指示の基準) 第24条 法第44条第2項の河川管理者の指示の基準は、次のとおりとする。 (1) 当該ダムの設置に伴う上流における河床又は水位の上昇により災害が発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゅんせつ、貯水池末端附近における自然排砂を促進させるための予備放流その他これらに類する措置を行なわせること。 (2) 前条第1号又は第2号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチャージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式により、当該増加流量を調節することができるものと認められる容量を確保させること。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 541

担当部署: 建設課

処分の概要	ダム の 操作規程 の 変更命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第47条第4項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第47条第4項の規定による。 （ダム の 操作規程） 第47条 4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 542

担当部署: 建設課

処分の概要	洪水調節のための指示		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第52条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第52条の規定による。 (洪水調節のための指示) 第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 543

担当部署: 建設課

処分の概要	工事費用の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第67条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第67条の規定による。 (原因者負担金) 第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 544

担当部署: 建設課

処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第68条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第68条の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第37条の2、第58条の13、第95条及び第99条第2項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。 2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 545

担当部署: 建設課

処分の概要	工事費用の受益者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第70条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第70条の規定による。 (受益者負担金) 第70条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 547

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第74条第5項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第74条第5項の規定による。 第74条 5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 548

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第75条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第75条第1項の規定による。 (河川管理者の監督処分) 第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者 (2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者 (3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 549

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第75条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第75条第2項の規定による。 (河川管理者の監督処分) 第75条 2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。 (1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。 (2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。 (3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。 (4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。 (5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 550

担当部署: 建設課

処分の概要	損失補償額の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第76条第3項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第76条の規定による。 (監督処分に伴う損失の補償等) 第76条 河川管理者は、前条第2項第4号又は第5号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第23条若しくは第26条第1項の許可又は第23条の2の登録を受けた者が、第41条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。 2 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。 3 河川管理者は、第1項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 551

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	学校施設の返還命令		
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第4条		
法令番号	昭和24年政令第34号		
【基準】 政令第4条の規定による。 (返還命令) 第4条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第1項第1号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 552

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	学校施設にある工作物等移転命令		
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第15条		
法令番号	昭和24年政令第34号		
【基準】 政令第15条の規定による。 (移転命令) 第15条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 558

担当部署: 産業環境課

処分の概要	転換計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第5項		
法令番号	昭和50年厚生省令第37号		
【基準】 省令第5条第5項の規定による。 (転換計画の認定等) 第5条 5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画(第3項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画)に従つて事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなつた場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかつたときは、その認定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 559

担当部署: 上下水道課

処分の概要	水洗便所への改造命令		
法令名称 根拠条項	下水道法 第11条の3第3項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第11条の3第3項の規定による。 (水洗便所への改造義務等) 第11条の3 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 560

担当部署: 上下水道課

処分の概要	水洗便所への改造命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第11条の3第4項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第11条の3第4項の規定による。 (水洗便所への改造義務等) 第11条の3 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 561

担当部署: 上下水道課

処分の概要	特定施設の設置計画の廃止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第12条の5		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第12条の5の規定による。 (計画変更命令) 第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 562

担当部署: 上下水道課

処分の概要	施設損傷者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第18条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第18条の規定による。 (損傷負担金) 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 563

担当部署: 上下水道課

処分の概要	汚濁原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第18条の2		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第18条の2の規定による。 (汚濁原因者負担金) 第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 564

担当部署: 上下水道課

処分の概要	改築工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第19条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第19条の規定による。 (工事負担金) 第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 565

担当部署: 上下水道課

処分の概要	下水の排除の停止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第37条の2		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第37条の2の規定による。 (改善命令等) 第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第12条の2第3項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 566

担当部署: 上下水道課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第38条第1項の規定による。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 (1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 567

担当部署: 上下水道課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第38条第2項の規定による。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第38条 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 568

担当部署: 上下水道課

処分の概要	補償金の原因者に対する負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第6項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第38条第6項の規定による。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第38条 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となつた損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 616

担当部署: 保健医療課

処分の概要	被保険者証の返還命令		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第9条第3項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第9条第3項の規定による。 (届出等) 第9条 3 市町村は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。 国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 617

担当部署: 保健医療課

処分の概要	一部負担金不払いによる徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第42条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第42条第2項の規定による。 (療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第42条 2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。 一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について(昭和34年3月30日保発第21号)参照			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 618

担当部署: 保健医療課

処分の概要	故意の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第60条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第60条の規定による。 第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 619

担当部署: 保健医療課

処分の概要	闘争・泥酔等の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第61条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第61条の規定による。 第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 620

担当部署: 保健医療課

処分の概要	療養に関する指示に従わない場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第62条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第62条の規定による。 第62条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 621

担当部署: 保健医療課

処分の概要	強制診断等拒否の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第63条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第63条の規定による。 第63条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。 法第66条の規定による。 (強制診断等) 第66条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 622

担当部署: 保健医療課

処分の概要	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第63条の2		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第63条の2第1項及び第2項の規定による。 第63条の2 市町村及び組合は、保険給付(第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 623

担当部署: 保健医療課

処分の概要	被保険者に対する不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第65条第1項の規定による。 （不正利得の徴収等） 第65条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 624

担当部署: 保健医療課

処分の概要	国保医に対する連帯納付命令		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第65条第2項の規定による。 (不正利得の徴収等) 第65条 2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 625

担当部署: 保健医療課

処分の概要	療養取扱機関の費用納付命令等		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第3項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第65条第3項の規定による。 （不正利得の徴収等） 第65条 3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項（第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 633

担当部署: 安心・安全推進課

処分の概要	災害の拡大防止措置の指示		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第59条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【基準】 法第59条第1項の規定による。 （市町村長の事前措置等） 第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 634

担当部署: 安心・安全推進課

処分の概要	応急措置業務への従事命令		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第65条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【基準】 法第65条第1項の規定による。 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 641

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	受給資格の喪失
法令名称 根拠条項	児童手当法 第4条
法令番号	昭和46年法律第73号
【基準】 法第4条及び第5条の規定による。 (支給要件) 第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 (1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。) ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。) (2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。) (3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの (4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか1の者が当該児童と同居している場合(当	

該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

備考	
----	--

設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	----------	---------	-------

ID: 642

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	支給の制限		
法令名 根拠条項	児童手当法 第5条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第5条の規定による。 第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 643

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	手当の不支給		
法令名 根拠条項	児童手当法 第10条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第10条の規定による。 (支給の制限) 第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 644

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	児童手当法 第11条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第11条の規定による。 第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 645

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	支払いの調整		
法令名 根拠条項	児童手当法 第13条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第13条の規定による。 (支払の調整) 第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 646

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	児童手当法 第14条第1項		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第14条の規定による。 （不正利得の徴収） 第14条 偽りその他の不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 647

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	障害福祉サービス提供の措置解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の6		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の6の規定による。 第21条の6 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費（第56条の6第1項において「介護給付費等」という。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 649

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	事務の適正な実施のための監督上の命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の13		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の13の規定による。 第21条の13 市町村長は、第21条の11第3項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 654

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第56条第2項の規定による。 第56条 2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用(同条第7号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。)を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 659

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等		
法令名称 根拠条項	児童福祉法 第57条の2第1項及び第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第57条の2第1項及び第2項の規定による。 第57条の2 市町村は、偽りその他の不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費(以下この章において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他の不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 664

担当部署: 産業環境課

処分の概要	浄化槽の清掃について必要な指示		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第41条第1項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第41条第1項の規定による。 (指示、許可の取消し、事業の停止等) 第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 665

担当部署: 産業環境課

処分の概要	浄化槽清掃業の許可の取消し等		
法令名称 根拠条項	浄化槽法 第41条第2項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第41条第2項の規定による。 (指示、許可の取消し、事業の停止等) 第41条 2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 第12条第2項の命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。 (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 687

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	職員団体規約の認証の取消し		
法令名称 根拠条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第8条第1項		
法令番号	昭和53年法律第80号		
【基準】 法第8条第1項の規定による。 (認証の取消し) 第8条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第5条の規定による認証を取り消すことができる。 (1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなったとき(混合連合団体となった場合を除く。) (2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなったとき。 (3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなったとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなったときを含む。) (4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなったとき。 (5) 規約が第5条各号に掲げる要件に該当しないものとなったとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至ったとき。 (6) 当該職員団体等について規約の規定中第5条第2号又は第3号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 688

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	更生に必要な指導措置の解除		
法令名称 根拠条項	身体障害者福祉法 第17条の2第1項第3号		
法令番号	昭和24年法律第283号		
【基準】 法第17条の2第1項の規定による。 (診査及び更生相談) 第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。 (1) 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。 (2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。 (3) 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 691

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除		
法令名称 根拠条項	身体障害者福祉法 第18条		
法令番号	昭和24年法律第283号		
【基準】 法第18条の規定による。 (障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置) 第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。 2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 694

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	障害福祉サービス等の費用の徴収		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第38条第1項		
法令番号	昭和24年法律第283号		
【基準】 法第38条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 698

担当部署: 産業環境課

処分の概要	施業実施協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の8第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第10条の11の8第1項の規定による。 (施業実施協定の認可の取消し) 第10条の11の8 市町村の長は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 700

担当部署: 建設課

処分の概要	居住者等への水防業務従事命令		
法令名 根拠条項	水防法 第24条		
法令番号	昭和24年法律第193号		
【基準】 法第24条の規定による。 (居住者等の水防義務) 第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 711

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	障害福祉サービスの提供措置の解除		
法令名称 根拠条項	知的障害者福祉法 第15条の4		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第15条の4の規定による。 (障害福祉サービス) 第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 713

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第1号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第16条第1項第1号の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 714

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	障害者支援施設等への入所措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第2号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第16条第1項第2号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。 (3) 略 2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たって、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 715

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	知的障害者の入所費用の徴収		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第27条第1項		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第27条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 738

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	職員団体の登録取消し、効力停止		
法令名 根拠条項	地方公務員法 第53条第6項		
法令番号	昭和25年法律第261号		
【基準】 法第53条第6項の規定による。その他条例の定めによる。 (職員団体の登録) 第53条第6項 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 739

担当部署: 各所管部署

処分の概要	行政財産の使用許可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第9項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第238条の4第9項の規定による。 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 740

担当部署: 総務課

処分の概要	地縁による団体の認可の取消し		
法令名称 根拠条項	地方自治法 第260条の2第14項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第260条の2第2項及び第14項の規定による。 第260条の2 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。 (4) 規約を定めていること。 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 744

担当部署: 建設課

処分の概要	他の工作物管理者の工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第21条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第21条の規定による。 (他の工作物の管理者に対する工事施行命令等) 第21条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第31条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 745

担当部署: 建設課

処分の概要	工事原因者への工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第22条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第22条第1項の規定による。 (工事原因者に対する工事施行命令等) 第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 746

担当部署: 建設課

処分の概要	道路占用料の徴収		
法令名称 根拠条項	道路法 第39条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。 （占用料の徴収） 第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 747

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復に代る措置の指示		
法令名 根拠条項	道路法 第40条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第40条の規定による。 (原状回復) 第40条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 748

担当部署: 建設課

処分の概要	車両積載物の落下予防等措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第43条の2		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第43条の2の規定による。 (車両の積載物の落下の予防等の措置) 第43条の2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 749

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物管理者の危険防止措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第44条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第44条第3項及び第4項の規定による。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務) 第44条 3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物(前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 750

担当部署: 建設課

処分の概要	違反車両の通行中止等の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の14第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第47条の14第1項の規定による。 (車両の通行に関する措置) 第47条の14 道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第47条の2第1項の規定により付した条件に違反し、若しくは第47条の10第3項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 751

担当部署: 建設課

処分の概要	道路に関する必要な措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の14第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第47条の14第2項の規定による。 （車両の通行に関する措置） 第47条の14 2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 752

担当部署: 建設課

処分の概要	道路保全立体区域内での措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限) 第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 753

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の中止、物件の除却等の命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条第3項及び第4項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限) 第48条 3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。 4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 754

担当部署: 建設課

処分の概要	連結料の徴収		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の7第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の7の規定により、条例の定めによる。 (連結料の徴収) 第48条の7 道路管理者は、第48条の4第2号から第4号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。 2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 755

担当部署: 建設課

処分の概要	違反行為の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の12		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の11第1項及び第48条の12に規定による。 (出入の制限等) 第48条の11 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。 (違反行為に対する措置) 第48条の12 道路管理者は、前条第1項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 756

担当部署: 建設課

処分の概要	通行の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の16		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の15及び第48条の16の規定による。 (通行の制限等) 第48条の15 何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両をいう。)その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)による以外の方法により通行してはならない。 2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。 3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。 4 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。 (違反行為に対する措置) 第48条の16 道路管理者は、前条1項から第3項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 757

担当部署: 建設課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第58条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第58条第1項の規定による。 (原因者負担金) 第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 758

担当部署: 建設課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第59条第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第59条の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第59条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第32条第1項及び第3項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第35条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。 3 道路管理者は、第1項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 759

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物管理者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第60条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第60条の規定による。 (他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用) 第60条 第21条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 760

担当部署: 建設課

処分の概要	受益者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第61条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第61条の規定により、条例の定めによる。 (受益者負担金) 第61条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 761

担当部署: 建設課

処分の概要	非常災害時の土地の収用、処分		
法令名 根拠条項	道路法 第68条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第68条第1項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 762

担当部署: 建設課

処分の概要	非常災害時の防ぎょ従事命令		
法令名 根拠条項	道路法 第68条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第68条第2項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 763

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等		
法令名 根拠条項	道路法 第71条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第71条第1項の規定による。 (道路管理者等の監督処分) 第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 764

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等		
法令名 根拠条項	道路法 第71条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第71条第2項の規定による。 （道路管理者等の監督処分） 第71条 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 765

担当部署: 建設課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	道路法 第73条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第73条第1項の規定による。 (負担金等の強制徴収) 第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 767

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)		
法令名称 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 準用する法第39条第1項と同様に法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。 (占用料の徴収) 第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 768

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 準用する法第40条の規定による。 (原状回復) 第40条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 769

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 準用する法第44条第4項と同様に法第44条第3項及び第4項の規定による。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務) 第44条 3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物(前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 770

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 準用する法第48条第2項と同様に法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限) 第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 771

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 準用する法第48条第4項と同様に法第48条第3項及び第4項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限) 第48条 3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。 4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 772

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 準用する法第71条第1項と同様に法第71条第1項の規定による。 (道路管理者等の監督処分) 第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 773

担当部署: 建設課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 準用する法第71条第2項と同様に法第71条第2項の規定による。 (道路管理者等の監督処分) 第71条 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 775

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	特定農地貸付の承認の取消し		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項		
法令番号	平成元年政令第258号		
【基準】 政令第4条第3項の規定による。 (特定農地貸付けの変更等) 第4条 3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 777

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復等の措置の指示		
法令名称 根拠条項	都市公園法 第10条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第10条の規定による。 (原状回復) 第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 778

担当部署: 建設課

処分の概要	原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第13条		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第13条の規定による。 (原因者負担金) 第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 779

担当部署: 建設課

処分の概要	附帯工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第14条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第14条第2項の規定による。 （附帯工事に要する費用） 第14条 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 780

担当部署: 建設課

処分の概要	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第26条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第26条第2項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限) 第26条 2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 781

担当部署: 建設課

処分の概要	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第26条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第26条第3項及び第4項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限) 第26条 3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。 4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 782

担当部署: 建設課

処分の概要	都市公園の原状回復等の命令		
法令名称 根拠条項	都市公園法 第27条第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第27条第1項の規定による。 (監督処分) 第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 783

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物等の除去などの措置に係る費用負担		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第9項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第27条第9項の規定による。 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 784

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)		
法令名称 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第10条の規定による。 (原状回復) 第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 785

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)		
法令名称 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第13条の規定による。 (原因者負担金) 第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 786

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第14条第2項の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第14条 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 787

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第26条第2項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限) 第26条 2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 788

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第26条第3項及び第4項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限) 第26条 3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。 4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 789

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第27条第1項の規定による。 (監督処分) 第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 790

担当部署: 建設課

処分の概要	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第27条第9項の規定による。 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 813

担当部署: 産業環境課

処分の概要	受益者からの負担金の徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第90条第6項の規定による。 (国営土地改良事業の負担金) 第90条 6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 814

担当部署: 産業環境課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第90条の2第1項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金) 第90条の2 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業、国営市町村特別申請事業及び第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 815

担当部署: 産業環境課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第90条の2第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第90条の2第4項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金) 第90条の2 4 国、都道府県又は市町村は、第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業により造成された土地を第94条の8第5項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を第94条の8第4項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 816

担当部署: 産業環境課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第90条の2第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第90条の2第6項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金) 第90条の2 6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第113条の3第2項又は第3項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 817

担当部署: 産業環境課

処分の概要	受益者からの分担金の徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第91条第3項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第91条第3項の規定による。 (都道府県営土地改良事業の分担金等) 第91条 3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 818

担当部署: 産業環境課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第91条の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第91条の2第1項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第91条の2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 819

担当部署: 産業環境課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第91条の2第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第91条の2第4項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第91条の2 4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 820

担当部署: 産業環境課

処分の概要	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第36条第1項の規定の要件に該当し、条例の定めにより賦課徴収する。 (経費の賦課) 第36条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費(第90条第4項(第91条第4項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第90条第8項又は第91条第5項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 821

担当部署: 産業環境課

処分の概要	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第36条の3第1項の規定の要件に該当し、政令の定めにより賦課徴収する。 政令第47条 (特別徴収金) 第47条 土地改良区は、その組合員が法第36条の3第1項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体に対して補助金等(国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行に係る土地改良事業につき交付した補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなつた場合に限り、同項の規定による徴収金の徴収をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 822

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第53条の5第1項の規定による。 (一時利用地の指定) 第53条の5 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 823

担当部署: 産業環境課

処分の概要	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第53条の6第1項の規定による。 (使用及び収益の停止) 第53条の6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第53条の2の2第1項の規定により換地計画において換地を定めないとされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 824

担当部署: 産業環境課

処分の概要	仮清算金支払地の使用収益の停止（法第53条の6第2項の準用）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第53条の6第2項の規定による。 （使用及び収益の停止） 第53条の6 2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われた土地（同条第1項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。）につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 825

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第53条の8第2項の規定による。 (一時利用地の指定等に伴う補償等) 第53条の8 2 第53条の5第1項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 826

担当部署: 産業環境課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第108条第2項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第108条第2項の規定による。 (清算金) 第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 827

担当部署: 産業環境課

処分の概要	土地改良事業の障害物の除去等		
法令名 根拠条項	土地改良法 第119条		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第119条の規定による。 (障害物の移転等) 第119条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 828

担当部署: 建設課

処分の概要	建築物の移転又は除去費用の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第78条第2項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第78条第2項の規定による。 (移転等に伴う損失補償) 第78条 2 前条第1項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第2項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第76条第4項若しくは第5項、都市計画法第81条第1項若しくは第2項又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第1項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 829

担当部署: 建設課

処分の概要	仮清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第102条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第102条第1項の規定による。 (仮清算) 第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 830

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第110条第1項の規定による。 (清算金の徴収及び交付) 第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 832

担当部署: 建設課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第117条の2第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第117条の2第4項の規定による。 (住宅先行建設区における住宅の建設) 第117条の2 4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第85条の2第5項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 833

担当部署: 建設課

処分の概要	物件移転費用等の納付命令		
法令名 根拠条項	土地収用法 第128条第3項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】 法第128条第3項の規定による。 第128条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 834

担当部署: 建設課

処分の概要	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】 準用する法第128条第3項の規定による。 第128条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 837

担当部署: 産業環境課

処分の概要	農業経営改善計画の認定の取消し		
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第13条第2項の規定による。 (農業経営改善計画の変更等) 第13条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第5項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第4項に規定する者(第14条の2において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 838

担当部署: 産業環境課

処分の概要	農用地利用規程の認定の取消し		
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第24条第3項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第24条第3項の規定による。 (農用地利用規程の変更等) 第24条 3 同意市町村は、認定団体が前条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行っていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。 政令第13条の規定による。 (農用地利用規程の認定の取消しの事由) 第13条 法第24条第3項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。 (2) 法第6条第5項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第24条第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が法第23条第3項第1号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第24条第1項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更該当する場合を除く。)			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 839

担当部署: 産業環境課

処分の概要	組合員等への事務費の賦課		
法令名 根拠条項	農業保険法 第118条第1項		
法令番号	昭和22年法律第185号		
【基準】 法第118条第1項の規定による。 (事務費の賦課) 第118条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、第19条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 840

担当部署: 産業環境課

処分の概要	協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の11第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】 法第18条の11第1項の規定による。 （協定の認可の取消し） 第18条の11 市町村長は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 841

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の停止命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条の3の規定による。 (事業の停止) 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 (3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 842

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の停止命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条の3の規定による。 (事業の停止) 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 (3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 843

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条の4の規定による。 (許可の取消し) 第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。 (2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。 (5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 844

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可取消し		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条の4の規定による。 (許可の取消し) 第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。 (2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。 (5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 845

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の3第1号		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第19条の3第1号の規定による。 (改善命令) 第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 846

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4第1項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第19条の4第1項の規定による。 (措置命令) 第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 847

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4の2第1項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第19条の4の2第1項の規定による。 第19条の4の2 前条第1項に規定する場合(第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。 (1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。 (2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 848

担当部署: 産業環境課

処分の概要	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第19条の7第2項の規定による。 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 (1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。 (2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。 (3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。 (4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。 2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 849

担当部署: 産業環境課

処分の概要	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第3項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第19条の7第3項の規定による。 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 850

担当部署: 産業環境課

処分の概要	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第4項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第19条の7第4項の規定による。 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 853

担当部署: 保健センター

処分の概要	賠償受給による給付の制限		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第1項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【基準】 法第18条第1項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 854

担当部署: 保健センター

処分の概要	賠償受給額相当額の返還命令		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第2項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【基準】 法第18条第2項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 855

担当部署: 保健センター

処分の概要	不正受給者からの給付額の徴収		
法令名 根拠条項	予防接種法 第19条第1項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【基準】 法第19条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 856

担当部署: 保健センター

処分の概要	予防接種の実費の徴収		
法令名 根拠条項	予防接種法 第28条		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【基準】 法第28条の規定による。 (実費の徴収) 第28条 定期の予防接種又は臨時の予防接種(特定B類疾病に係るものに限る。)を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 857

担当部署: 保健センター

処分の概要	障害年金の給付の額の改定		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第15条		
法令番号	昭和23年政令第197号		
【基準】 政令第15条の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付の額の変更) 第15条 障害児又は法第16条第1項第3号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第1又は別表第2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 858

担当部署: 保健センター

処分の概要	命令に従わない場合の給付差止め		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第16条第2項		
法令番号	昭和23年政令第197号		
【基準】 政令第16条第2項の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告) 第16条 2 予防接種に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 859

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	在宅サービスの提供に係る措置の解除
法令名称 根拠条項	老人福祉法 第10条の4第1項
法令番号	昭和38年法律第133号
【基準】 法第10条の4第1項の規定による。 (居宅における介護等) 第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。 (1) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る。第20条の8第4項において同じ。)若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。 (2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第1号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。 (3) 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。 (4) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。 (5) 65歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著し	

く困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

- (6) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。)に係る部分に限る。第20条の8第4項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第7項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

備考

設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	----------------	---------------	-------------

ID: 860

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	日常生活用具の給付等の措置の解除		
法令名称 根拠条項	老人福祉法 第10条の4第2項		
法令番号	昭和38年法律第133号		
【基準】 法第10条の4第2項の規定による。 (居宅における介護等) 第10条の4 2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 861

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	養護老人ホーム等への入所措置等の解除		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第11条第1項		
法令番号	昭和38年法律第133号		
【基準】 法第11条第1項の規定による。 (老人ホームへの入所等) 第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。 (1) 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。 (2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。 (3) 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 862

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	入所措置費用の徴収		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第28条第1項		
法令番号	昭和38年法律第133号		
【基準】 法第28条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 892

担当部署: 産業環境課

処分の概要	悪臭物質排出減少措置の実施命令		
法令名称 根拠条項	悪臭防止法 第8条第2項		
法令番号	昭和46年法律第91号		
【基準】 法第8条第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令) 第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 902

担当部署: 産業環境課

処分の概要	振動防止方法の改善命令		
法令名称 根拠条項	振動規制法 第12条第2項		
法令番号	昭和51年法律第64号		
【基準】 法第12条第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令) 第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 903

担当部署: 産業環境課

処分の概要	振動防止方法の改善命令		
法令名称 根拠条項	振動規制法 第15条第2項		
法令番号	昭和51年法律第64号		
【基準】 法第15条第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令) 第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 916

担当部署: 産業環境課

処分の概要	騒音防止方法の改善命令		
法令名称 根拠条項	騒音規制法 第12条第2項		
法令番号	昭和43年法律第98号		
【基準】 法第12条の規定による。 (改善勧告及び改善命令) 第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 917

担当部署: 産業環境課

処分の概要	騒音防止方法の改善命令		
法令名称 根拠条項	騒音規制法 第15条第2項		
法令番号	昭和43年法律第98号		
【基準】 法第15条第1項及び第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令) 第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 946

担当部署: 保健医療課

処分の概要	診療報酬の支払いの一時差止め		
法令名 根拠条項	母子保健法 第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第2項		
法令番号	昭和40年法律第141号		
【基準】 法第20条第7項及び児童福祉法第21条の3第2項の規定による。 (養育医療) 第20条 7 児童福祉法第19条の12、第19条の20及び第21条の3の規定は養育医療の給付について、同法第20条第7項及び第8項並びに第21条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第19条の12中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第19条の20(第2項を除く。)中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第1項中「第19条の3第10項」とあるのは「母子保健法第20条第7項において読み替えて準用する第19条の12」と、同条第4項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第21条の3第2項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。 児童福祉法 第21条の3 2 指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 947

担当部署: 保健医療課

処分の概要	費用の徴収		
法令名称 根拠条項	母子保健法 第21条の4第1項		
法令番号	昭和40年法律第141号		
【基準】 法第21条の4の規定による。 (費用の徴収) 第21条の4 第20条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。 3 第1項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 954

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	職権による要介護状態区分の変更の認定		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第30条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第30条第1項の規定による。 第30条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第27条第5項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 955

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	要介護認定の取消し		
法令名 根拠条項	介護保険法 第31条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第31条第1項の規定による。 (要介護認定の取消し) 第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 (1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。 (2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 956

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	要支援認定の取消し		
法令名 根拠条項	介護保険法 第34条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第34条第1項の規定による。 (要支援認定の取消し) 第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 (1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 (2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 957

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	保険給付の制限		
法令名 根拠条項	介護保険法 第64条		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第64条の規定による。 第64条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 958

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	保険給付の制限		
法令名 根拠条項	介護保険法 第65条		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第65条の規定による。 第65条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第23条の規定による求め（第24条の2第1項第1号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る求めを含む。）に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 959

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	保険料滞納者に係る支払方法の変更		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第66条第1項及び第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第66条第1項及び第2項の規定による。 (保険料滞納者に係る支払方法の変更) 第66条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第3項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 960

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	保険給付の支払の一時差止		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第67条第1項及び第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第67条第1項及び第2項の規定による。 (保険給付の支払の一時差止) 第67条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 961

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止		
法令名 根拠条項	介護保険法 第68条第1項及び第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第68条第1項及び第2項の規定による。 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止) 第68条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。 2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 962

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第69条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第69条第1項の規定による。 (保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例) 第69条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第7項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第6項若しくは第33条の3第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。)があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段(第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段(第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 963

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	保険料額の決定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第129条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第129条第1項及び第2項の規定による。 (保険料) 第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1008

担当部署: 保健センター

処分の概要	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収		
法令名 根拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第1項		
法令番号	平成10年法律第114号		
【基準】 法第63条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 市町村長は、第27条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1009

担当部署: 産業環境課

処分の概要	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収		
法令名称 根拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第2項		
法令番号	平成10年法律第114号		
【基準】 法第63条第2項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 2 市町村長は、第28条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1010

担当部署: 保健センター

処分の概要	物件に係る措置の実費徴収		
法令名 根拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第3項		
法令番号	平成10年法律第114号		
【基準】 法第63条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 3 市町村長は、第29条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1011

担当部署: 上下水道課

処分の概要	流域下水道における特定施設の設置計画の廃止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の30第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の30第1項において準用する法第12条の5の規定による。 (計画変更命令) 第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 1012

担当部署: 上下水道課

処分の概要	流域下水道における施設損傷者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の30第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の30第1項において準用する法第18条の規定による。 (損傷負担金) 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 1013

担当部署: 上下水道課

処分の概要	流域下水道における汚濁原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の30第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の30第1項において準用する法第18条の2の規定による。 (汚濁原因者負担金) 第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 1014

担当部署: 上下水道課

処分の概要	雨水流域下水道における施設損傷者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の30第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の30第2項において準用する法第18条の規定による。 (損傷負担金) 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 1015

担当部署: 建設課

処分の概要	都市下水路における施設損傷者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第31条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第31条において準用する法第18条の規定による。 (損傷負担金) 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1016

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	措置命令		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第78条の9第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第78条の9第3項の規定による。 (勧告、命令等) 第78条の9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。 (2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。 (3) 第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。 (4) 第78条の4第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1017

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第78条の10
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第78条の10の規定による。 (指定の取消し等) 第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。))又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。))のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第6項第3号から第3号の4までのいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。))が、第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条、第104条及び第114条の6において同じ。))の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 (8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 (9) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第78条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くし	

たときを除く。

- (11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (13) 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第29条第18項の規定による通知を受けたとき。
- (14) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (15) 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (16) 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考	
----	--

設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	----------------	---------------	-------------

ID: 1018

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	措置命令		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の18第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第115条の18第3項の規定による。 (勧告、命令等) 第115条の18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。 (2) 当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。 (3) 第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。 (4) 第115条の14第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1019

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の19
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第115条の19の規定による。 (指定の取消し等) 第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。 (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。	

- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考

設 定 年 月 日

令和3年4月1日

最 終 変 更 年 月 日

年 月 日

ID: 1020

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の28第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第115条の28第3項の規定による。 (勧告、命令等) 第115条の28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。 (2) 第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。 (3) 第115条の24第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1021

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の29
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第115条の29の規定による。 (指定の取消し等) 第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定介護予防支援事業者が、第115条の22第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (6) 指定介護予防支援事業者が、第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	
備考	

設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 1022

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	職親委託措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第3号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第16条第1項第3号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。 2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1027

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	職権による要支援状態区分の変更の認定		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第33条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第33条の3第1項の規定による。 第33条の3 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第32条第4項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1028

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	支給決定の取消し		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第25条第1項の規定による。 (支給決定の取消し) 第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。 (1) 支給決定に係る障害者等が、第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)。 (3) 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第20条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1029

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	支給認定の取消し		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第57条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第57条第1項の規定による。 (支給認定の取消し) 第57条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。 (1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)。 (3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1096

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第8条		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第8条の規定による。 (不正利得の徴収) 第8条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村等は、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。 3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1119

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	特定障害者特別給付費等の支給の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の6第1項		
法令番号	平成18年厚生労働省令第19号		
【基準】 省令第34条の6第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費等の支給の取消し) 第34条の6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行わないことができる。 (1) 特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1123

担当部署: 安心・安全推進課

処分の概要	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第111条第1項		
法令番号	平成16年法律第112号		
【基準】 法第111条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等) 第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1130

担当部署: 保健医療課

処分の概要	保険料の徴収		
法令名称 根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律 第104条		
法令番号	昭和57年法律第80号		
【基準】 法第104条の規定による。 (保険料) 第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金、第117条第2項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等(第3項及び第116条第2項において「流行初期医療確保拠出金等」という。)の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。 3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金、第117条第2項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、第125条第1項に規定する高齢者保健事業及び同条第5項に規定する事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第1項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1209

担当部署: 企画財政課

処分の概要	業務運営改善の措置命令等		
法令名称 根拠条項	地域再生法 第22条第2項及び第3項		
法令番号	平成17年法律第24号		
【基準】 法第22条の規定による。 (監督等) 第22条 地方公共団体の長は、第20条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 地方公共団体の長は、推進法人が第20条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 地方公共団体の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第19条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1305

担当部署: 建設課

処分の概要	改善措置命令及び指定の取消し		
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第121条第2項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第121条の規定による。 (監督等) 第121条 市町村長は、第119条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が第119条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第118条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1341

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名称 根拠条項	幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の5第2項及び第3項		
法令番号	昭和55年法律第34号		
【基準】 法第13条の5第2項及び第3項の規定による。 (監督等) 第13条の5 2 市町村長は、機構が第13条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第13条の2第1項の指定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1393

担当部署: 産業環境課

処分の概要	準用する土地改良法第108条第2項による清算金の徴収		
法令名 根拠条項	農住組合法 第11条		
法令番号	昭和55年法律第86号		
【基準】 準用する土地改良法第108条第2項の規定による。 (清算金) 第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1524

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の34第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第115条の34第1項から第3項までの規定による。 (勧告、命令等) 第115条の34 第115条の32第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)が、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1538

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第22条		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第22条の規定による。 (不正利得の徴収等) 第22条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第51条の4第1項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第61条の3第1項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第61条の4第1項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の100分の200に相当する額以下の金額を徴収することができる。 2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 3 市町村は、第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項又は第61条の3第4項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1540

担当部署: 各所管部署

処分の概要	分担金等の督促		
法令名 根拠条項	地方自治法 第231条の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第231条の3第1項の規定による。 (督促、滞納処分等) 第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1542

担当部署: 建設課

処分の概要	受益者負担金の徴収		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】 法第75条第1項の規定による。 (受益者負担金) 第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1543

担当部署: 建設課

処分の概要	受益者負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】 法第75条第3項の規定による。 (受益者負担金) 第75条 3 前2項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1553

担当部署: 建設課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第3項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第110条第3項の規定による。 (清算金の徴収及び交付) 第110条 3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1554

担当部署: 建設課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名称 根拠条項	河川法 第100条において準用する第74条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第74条第1項の規定による。 (強制徴収) 第74条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1557

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等		
法令名 根拠条項	農地法 第3条の2第2項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
【基準】 法第3条の2第1項及び第2項の規定による。 (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等) 第3条の2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に限る。次項第1号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 (1) その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合 (2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合 (3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合 2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。 (1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。 (2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1558

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	措置命令		
法令名称 根拠条項	農地法 第42条第1項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
【基準】 法第42条第1項の規定による。 (措置命令) 第42条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1576

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	調査書類提出命令拒否による支給制限		
法令名称 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第9条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第9条及び第28条第1項の規定による。 (支給の制限) 第9条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第28条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (調査) 第28条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1577

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	届出等拒否による手当支払い差止め		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第10条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第10条及び第27条の規定による。 第10条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第27条の規定による届出をせず、又は同条第2項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。 (届出) 第27条 第7条第1項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、平成22年6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。 2 子ども手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第16条第1項の規定によって読み替えられる第6条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1578

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第13条第1項		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第13条の規定による。 （不正利得の徴収） 第13条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1579

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	受給資格の喪失		
法令名称 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第4条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第4条の規定による。 (支給要件) 第4条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。 (1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 (3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの 2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1581

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	支払の調整		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第12条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第12条の規定による。 (支払の調整) 第12条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1590

担当部署: 建設課

処分の概要	協定の認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第77条		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第77条の規定による。 (協定の認定の取消し) 第77条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。 (1) 認定都市利便増進協定の内容が第75条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。 (2) 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1591

担当部署: 上下水道課

処分の概要	特定事業場の事故時の応急措置の命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第12条の9第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第12条の9第2項の規定による。 （事故時の措置） 第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。 2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1592

担当部署: 上下水道課

処分の概要	流域下水道における特定事業場の事故時の応急措置の命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の30第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の30第1項において準用する法第12条の9第2項の規定による。 (事故時の措置) 第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。 2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 1593

担当部署: 産業環境課

処分の概要	森林経営計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	森林法 第16条		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第16条の規定による。 (認定の取消し) 第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。 (1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。 (2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。 (3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1594

担当部署: 産業環境課

処分の概要	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等		
法令名称 根拠条項	森林法 第10条の9		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第10条の9の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等) 第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。 2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。 3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 4 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 (1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 (2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 (3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 (4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1604

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	地域相談支援給付決定の取消し		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の10第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の10及び政令第26条の6の規定による。 (地域相談支援給付決定の取消し) 第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。 (1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)。 (3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、主務省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。 (地域相談支援給付決定を取り消す場合) 第26条の6 法第51条の10第1項第4号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者(法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第26条の8において同じ。)が法第51条の6第1項又は第51条の9第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1611

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の28第4項
法令番号	平成17年法律第123号
【基準】 法第51条の28第4項の規定による。 (勧告、命令等) 第51条の28 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第51条の19第2項(第51条の21第2項において準用する場合を含む。)において準用する第36条第8項の規定により付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。 (2) 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の23第1項の主務省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第51条の23第2項の主務省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (4) 第51条の23第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の24第1項の主務省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第51条の24第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第51条の24第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前2項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 4 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第2項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。	

- 6 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

備考

設 定 年 月 日

令和 3 年 4 月 1 日

最 終 変 更 年 月 日

令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1612

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の29第2項
法令番号	平成17年法律第123号
【基準】 法第51条の29第2項の規定による。 (指定の取消し等) 第51条の29 2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者に係る第51条の17第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定特定相談支援事業者が、第51条の20第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定特定相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。 (3) 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第51条の24第1項の主務省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。 (4) 指定特定相談支援事業者が、第51条の24第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (5) 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。 (6) 指定特定相談支援事業者が、第51条の27第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第51条の27第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第51条の17第1項第1号の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	

備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1613

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の33第3項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の33第3項の規定による。 (勧告、命令等) 第51条の33 第51条の31第2項の規定による届出を受けた主務大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた主務大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の主務省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該主務省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 主務大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 主務大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 主務大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 主務大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指定相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、主務省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1616

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	計画相談支援給付費の支給の取消し		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の55第1項		
法令番号	平成18年厚生労働省令第19号		
【基準】 省令第34条の55第1項の規定による。 (計画相談支援給付費の支給の取消し) 第34条の55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。 (1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1620

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	通所給付決定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の9第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の5の9の規定による。 第21条の5の9 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。 (1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 (2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 (3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第21条の5の6第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1628

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の35第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第24条の35の規定による。 第24条の35 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第24条の31第1項の内閣府令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第24条の31第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1630

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	児童福祉法 第24条の36
法令番号	昭和22年法律第164号
【基準】 法第24条の36の規定による。 第24条の36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第24条の26第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の28第2項において準用する第21条の5の15第3項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。 (3) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第24条の31第1項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。 (4) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。 (5) 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。 (6) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の34第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員が、第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	
備考	

設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1631

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名称 根拠条項	児童福祉法 第24条の40第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第24条の40の規定による。 第24条の40 第24条の38第2項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 内閣総理大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 3 内閣総理大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 内閣総理大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1642

担当部署: 建設課

処分の概要	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第14条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】 法第14条の規定による。 (改善命令) 第14条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が認定集約都市開発事業計画に従って認定集約都市開発事業を施行していないと認めるときは、当該認定集約都市開発事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1643

担当部署: 建設課

処分の概要	集約都市開発事業計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第15条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】 法第15条の規定による。 (集約都市開発事業計画の認定の取消し) 第15条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第10条第1項の認定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1652

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名称 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第58条の11の規定による。 (監督等) 第58条の11 河川管理者は、第58条の9各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 河川管理者は、河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1668

担当部署: 産業環境課

処分の概要	設備整備計画の認定の取消し		
法令名称 根拠条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第8条第3項		
法令番号	平成25年法律第81号		
【基準】 法第8条の規定による。 (設備整備計画の変更等) 第8条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定設備整備者」という。)は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。 3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第3項の認定に係る設備整備計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 4 前条第3項から第15項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1671

担当部署: 産業環境課

処分の概要	青年等就農計画の認定の取消し		
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第14条の5の規定による。 (青年等就農計画の変更等) 第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定就農者が認定就農計画に従って同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1704

担当部署: 企画財政課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名称 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第22条第3項		
法令番号	平成26年法律第127号		
【基準】 法第22条第3項の規定による。 第22条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1707

担当部署: 産業環境課

処分の概要	事業計画の認定の取消し等		
法令名称 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第2項及び第3項		
法令番号	平成26年法律第78号		
【基準】 法第8条の規定による。 (事業計画の変更等) 第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。 4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1709

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	公私連携法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条第11項		
法令番号	平成18年法律第77号		
【基準】 法第34条第10項及び第11項の規定による。 （公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例） 第34条 10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1720

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の45の8第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第115条の45の8の規定による。 (勧告、命令等) 第115条の45の8 市町村長は、指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1721

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	指定事業者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の9		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第115条の45の9の規定による。 (指定事業者の指定の取消し等) 第115条の45の9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことができなくなったとき。 (2) 第1号事業支給費の請求に関し不正があったとき。 (3) 指定事業者が、第115条の45の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第115条の45の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1722

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	放課後児童健全育成事業に対する基準適合命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の8の3第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の8の3第3項の規定による。 第34条の8の3 3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1723

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	放課後児童健全育成事業の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の8の3第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の8の3第4項の規定による。 第34条の8の3 4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1726

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	家庭的保育事業等に対する改善命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の17第3項の規定による。 第34条の17 3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1727

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	家庭的保育事業等の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の17第4項の規定による。 第34条の17 4 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第1項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1730

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	公私連携保育法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条の8第11項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第56条の8第10項及び第11項の規定による。 第56条の8 10 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1731

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	家庭的保育事業等の認可の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第58条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第58条第2項の規定による。 第58条 2 第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1732

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第12条第1項及び第2項(第30条の3において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第12条の規定による。 (不正利得の徴収) 第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村は、第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項(第28条第4項において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。 3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1735

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	教育・保育給付認定の取消し		
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第24条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第24条の規定による。 (教育・保育給付認定の取消し) 第24条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。 (1) 当該教育・保育給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 (2) 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1742

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	特定教育・保育施設の設置者に対する勧告履行命令		
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第39条第4項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第39条の規定による。 (勧告、命令等) 第39条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第34条第5項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第5項において同じ。)は、特定教育・保育施設(指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第5項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定こども園法第17条第1項、学校教育法第4条第1項若しくは児童福祉法第35条第4項の認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の認定をいう。第5項及び次条第1項第2号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 4 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1743

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	特定教育・保育施設の確認の取消し等
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第40条第1項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第40条の規定による。 (確認の取消し等) 第40条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定教育・保育施設の設置者が、第33条第6項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。 (3) 特定教育・保育施設の設置者が、第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。 (4) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。 (5) 特定教育・保育施設の設置者が、第38条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第27条第1項の確認を受けたとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10) 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去5年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 前項の規定により第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第31条第1項の申請	

をすることができない。

備考

設 定 年 月 日

令和 3 年 4 月 1 日

最 終 変 更 年 月 日

年 月 日

ID: 1746

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第51条第3項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第51条の規定による。 (勧告、命令等) 第51条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第46条第5項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1747

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認の取消し等
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第52条第1項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第52条の規定による。 (確認の取消し等) 第52条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定地域型保育事業者が、第45条第5項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特定地域型保育事業者が、第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。 (5) 特定地域型保育事業者が、第50条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第50条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第29条第1項の確認を受けたとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10) 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (11) 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 2 前項の規定により第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第43条第1項の申請をすることができない。	

備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1748

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第57条第3項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第57条の規定による。 (勧告、命令等) 第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1749

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	特定保育所の保育費用の徴収
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 附則第6条第4項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法附則第6条の規定による。 (保育所に係る委託費の支払等) 第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。 2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の3第2項の規定は適用しない。 3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。 5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。 6 第4項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。 7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 8 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。	
備考	

設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 1753

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	個人番号カードの返納命令		
法令名 根拠条項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第16条第1項		
法令番号	平成26年政令第155号		
【基準】 政令第16条の規定による。 (個人番号カードの返納命令) 第16条 住所地市町村長は、法第17条第1項の規定による個人番号カードの交付又は同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。 2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1763

担当部署: 建設課

処分の概要	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の62第2項及び第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の62の規定による。 (監督等) 第48条の62 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 1800

担当部署: 産業環境課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第91条の2第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第91条の2第6項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第91条の2 6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。 (1) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合 イ 当該事業施行地域内農用地を第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合 ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合 ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は同条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合 (2) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合 イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合 ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1808

担当部署: 産業環境課

処分の概要	事業の廃止等についての措置命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の10第1項において準用する第19条の4第1項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第19条の10第1項の規定による。 (事業の廃止等についての措置命令の規定の準用) 第19条の10 第19条の4の規定は、次の各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物(当該各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第1項中「前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。」とあるのは「第9条の10第1項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)」とあるのは「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従つて当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。 (1) 第7条第2項又は第7項の更新を受けなかつた者 当該更新を受けなかつた許可 (2) 第7条の2第3項の規定による届出をした者 当該届出 (3) 第7条の4の規定により第7条第1項又は第6項の許可を取り消された者 当該取り消された許可 (4) 第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者 当該認定 (5) 第9条の8第9項、第9条の9第10項又は第9条の10第7項の規定により第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定を取り消された者 当該取り消された認定 (6) 第7条第1項又は第6項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者(同条第1項ただし書又は第6項ただし書に該当する者を除く。) 当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1811

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第83条の2第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第83条の2の規定による。 (勧告、命令等) 第83条の2 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。 (2) 第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。 (3) 第81条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。 5 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第46条第1項の指定をした者に限る。)について、第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1812

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第84条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第84条の規定による。 (指定の取消し等) 第84条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (5) 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 (6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (7) 指定居宅介護支援事業者が、第83条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第46条第1項の指定を受けたとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第28条第5項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第46条第1項の指定をした者に限る。)	

について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

備考	
----	--

設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	----------------	---------------	-------------

ID: 1817

担当部署: 企画財政課

処分の概要	違反是正のための措置命令等		
法令名称 根拠条項	地域再生法 第17条の12第3項及び第4項		
法令番号	平成17年法律第24号		
【基準】 法第17条の12の規定による。 (監督等) 第17条の12 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反する疑いがあると認めるときその他監督上必要があると認めるときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、その活動又は会計の状況について報告を求めることができる。 2 認定市町村の長は、受益事業者が、総受益事業者の10分の1以上又はその負担する負担金の合計額が負担金総額の10分の1以上となる受益事業者の同意を得て、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反する疑いがあることを理由として当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対する報告の徴収を請求したときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、その活動又は会計の状況について報告を求めなければならない。 3 認定市町村の長は、前2項の規定により報告を求めた場合において、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反していると認めるときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 4 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が前項の規定による命令に従わないときは、第17条の7第8項の認定を取り消すことができる。 5 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1819

担当部署: 建設課

処分の概要	業務運営改善の措置命令等		
法令名称 根拠条項	都市計画法 第75条の7第2項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】 法第75条の7の規定による。 (監督等) 第75条の7 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1820

担当部署: 建設課

処分の概要	立地誘導促進施設協定の認可の取消し		
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第109条の6第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第109条の6第1項の規定による。 （立地誘導促進施設協定の認可の取消し） 第109条の6 市町村長は、第109条の4第3項において準用する第45条の2第4項、第45条の5第1項又は第45条の11第1項の認可をした後において、当該認可に係る立地誘導促進施設協定の内容が第109条の4第3項において準用する第45条の4第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、当該立地誘導促進施設協定の認可を取り消すものとする。 2 市町村長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を、協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該立地誘導促進施設協定の効力が及ばない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1821

担当部署: 建設課

処分の概要	是正のための措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第39条の9		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第39条の9の規定による。 （占用物件の維持管理に関する措置） 第39条の9 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従つて占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1831

担当部署: 産業環境課

処分の概要	経営管理権集積計画の取消し		
法令名 根拠条項	森林経営管理法 第8条		
法令番号	平成30年法律第35号		
【基準】 法第8条の規定による。 (経営管理権集積計画の取消し) 第8条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 (2) 当該森林に係る権原を有しなくなった場合 (3) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1832

担当部署: 産業環境課

処分の概要	経営管理実施権配分計画の取消し		
法令名称 根拠条項	森林経営管理法 第40条第2項		
法令番号	平成30年法律第35号		
【基準】 法第40条第2項の規定による。 (経営管理実施権配分計画の取消し) 第40条 市町村は、第9条第2項、第15条第2項、第23条第2項又は第32条第2項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。 2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合 (2) 第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合 (3) 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合 (4) 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合 (5) 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合 (6) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1833

担当部署: 産業環境課

処分の概要	災害等防止措置命令		
法令名称 根拠条項	森林経営管理法 第42条第1項		
法令番号	平成30年法律第35号		
【基準】 法第42条第1項の規定による。 (災害等防止措置命令) 第42条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林(森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。)における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第10条の9第3項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第17条第3項の規定の適用がある場合は、この限りでない。 (1) 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。 (2) 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。 (3) 当該森林の現に有する水源の涵(かん)養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。 (4) 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。 2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1854.1

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	施設等利用給付認定の取消し		
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の9第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第30条の9の規定による。 (施設等利用給付認定の取消し) 第30条の9 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。 (1) 当該施設等利用給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 (2) 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。			
備考			
【共通担当部署】 住民福祉課 教育委員会事務局 学校教育課			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1854.2

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	施設等利用給付認定の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の9第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第30条の9の規定による。 (施設等利用給付認定の取消し) 第30条の9 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。 (1) 当該施設等利用給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 (2) 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。			
備考			
【共通担当部署】 住民福祉課 教育委員会事務局 学校教育課			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1856.1

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告履行命令
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の9第5項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第58条の9の規定による。 (勧告、命令等) 第58条の9 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第7条第10項各号(第1号から第3号まで及び第6号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第6項において同じ。)を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第4条第1項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。 3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第7条第10項第6号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。 4 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 5 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 6 市町村長(指定都市等所在届出保育施設(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第7条第10項第4号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第2号及び次条第1項第2号において同じ。))については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業につい	

ては当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等(国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

- (1) 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可
- (2) 第7条第10項第4号に掲げる施設(指定都市等所在届出保育施設を除く。) 当該施設に係る児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出
- (3) 第7条第10項第5号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定
 - イ 認定こども園(指定都市等所在認定こども園を除く。) 当該施設に係る認定こども園法第17条第1項の認可又は認定
 - ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可
- (4) 第7条第10項第6号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出
- (5) 第7条第10項第7号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出

備考

【共通担当部署】

住民福祉課

教育委員会事務局 学校教育課

設 定 年 月 日

令和3年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 1856.2

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告履行命令
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の9第5項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第58条の9の規定による。 (勧告、命令等) 第58条の9 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第7条第10項各号(第1号から第3号まで及び第6号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第6項において同じ。)を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第4条第1項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。 3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第7条第10項第6号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。 4 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 5 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 6 市町村長(指定都市等所在届出保育施設(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第7条第10項第4号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第2号及び次条第1項第2号において同じ。))については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業につい	

ては当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等(国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

- (1) 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可
- (2) 第7条第10項第4号に掲げる施設(指定都市等所在届出保育施設を除く。) 当該施設に係る児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出
- (3) 第7条第10項第5号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定
 - イ 認定こども園(指定都市等所在認定こども園を除く。) 当該施設に係る認定こども園法第17条第1項の認可又は認定
 - ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可
- (4) 第7条第10項第6号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出
- (5) 第7条第10項第7号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出

備考

【共通担当部署】

住民福祉課

教育委員会事務局 学校教育課

設 定 年 月 日

令和3年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 1857.1

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の10第1項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第58条の10の規定による。 (確認の取消し等) 第58条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の3第2項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第7条第10項第8号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第6項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。 (3) 特定子ども・子育て支援提供者(第7条第10項第4号に掲げる施設の設置者又は同項第5号、第7号若しくは第8号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第4号、第5号、第7号又は第8号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 (4) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 (5) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の8第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第58条の8第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第30条の11第1項の確認を受けたとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民	

の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(10) 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(11) 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第30条の11第1項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第58条の2の申請をすることができない。

備考

【共通担当部署】

住民福祉課

教育委員会事務局 学校教育課

設 定 年 月 日

令和3年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 1857.2

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の10第1項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第58条の10の規定による。 (確認の取消し等) 第58条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の3第2項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第7条第10項第8号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第6項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。 (3) 特定子ども・子育て支援提供者(第7条第10項第4号に掲げる施設の設置者又は同項第5号、第7号若しくは第8号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第4号、第5号、第7号又は第8号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 (4) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 (5) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の8第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第58条の8第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第30条の11第1項の確認を受けたとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民	

の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(10) 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(11) 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第30条の11第1項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第58条の2の申請をすることができない。

備考

【共通担当部署】

住民福祉課

教育委員会事務局 学校教育課

設 定 年 月 日

令和3年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 1858

担当部署: 産業環境課

処分の概要	特定農業用ため池の管理に要する費用の徴収		
法令名 根拠条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第16条第3項(第17条第4項において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成31年法律第17号		
【基準】 法第16条第3項の規定による。 (裁定の効果等) 第16条 都道府県知事は、前条第1項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村長に通知するとともに、これを公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。 2 前条第1項の裁定について前項の規定による公告があったときは、当該裁定の定めるところにより、市町村長は、当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得し、当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、市町村長による当該施設管理権に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限される。 3 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前条第1項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に要する費用を当該特定農業用ため池の所有者から徴収することができる。 4 市町村長は、前条第1項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に関し特に必要があると認めるときは、当該特定農業用ため池の施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区その他の者に行わせることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1861

担当部署: 産業環境課

処分の概要	排水設備の設置等の命令		
法令名称 根拠条項	浄化槽法 第12条の8第3項(第12条の10第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第12条の8第3項の規定による。 (排水設備の設置等) 第12条の8 第12条の5第3項の規定による同意をした建築物の所有者及びその相続人その他の一般承継人は、前条第1項の規定による通知を受けたとき又は同条第2項の規定による公告があつたときは、遅滞なく、当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な汚水管その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。この場合において、当該建築物にくみ取便所が設けられているときは、遅滞なく、そのくみ取便所を水洗便所(汚水管が公共浄化槽に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該建築物の占有者が行うものとする。 3 市町村は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期限を定めて、排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され又は移転される予定のものである場合、必要な資金の調達が困難な事情がある場合等相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。 4 市町村は、第1項の規定により排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その設置又は改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。 5 国は、市町村が前項の資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1864

担当部署: 保健センター

処分の概要	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収		
法令名 根拠条項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条		
法令番号	令和2年政令第11号		
【基準】 準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 市町村長は、第27条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1865

担当部署: 産業環境課

処分の概要	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収		
法令名称 根拠条項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条		
法令番号	令和2年政令第11号		
【基準】 準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第2項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 2 市町村長は、第28条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1866

担当部署: 保健センター

処分の概要	物件に係る措置の実費徴収		
法令名称 根拠条項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条		
法令番号	令和2年政令第11号		
【基準】 準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 3 市町村長は、第29条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1867

担当部署: 建設課

処分の概要	勧告履行命令		
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第62条の10第5項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第62条の10第5項の規定による。 (出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の設置の制限等) 第62条の10 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場(路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が駐車場出入口制限道路の交通の現状及び滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の実施の状況を勘案して、駐車場出入口制限道路への自動車の出入りによる歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして市町村の条例で定める規模以上のものをいう。以下同じ。)を設置し、又は当該土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に接して設けてはならない。ただし、当該駐車場出入口制限道路に接して当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として市町村の条例で定める場合にあっては、この限りでない。 2 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場を設置しようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の設置に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。 3 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その変更後の当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が第1項の規定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、当該届出に係る出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置に関し設計の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 5 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1871

担当部署: 建設課

処分の概要	不正手段による許可等の取消し(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の規定による。 (監督処分) 第20条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1872

担当部署: 建設課

処分の概要	宅地工事施行停止、災害防止措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項の規定による。 (監督処分) 第20条 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。 (1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで施行する工事 (2) 第12条第3項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反する工事 (3) 第13条第1項の規定に適合していない工事 (4) 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1873

担当部署: 建設課

処分の概要	土地使用禁止、災害防止措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項の規定による。 (監督処分) 第20条 3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。 (1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地 (2) 第17条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第13条第1項の規定に適合していないと認められた土地 (3) 第17条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地 (4) 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1874

担当部署: 建設課

処分の概要	工事施行の緊急停止命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第4項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第4項の規定による。 (監督処分) 第20条 4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1875

担当部署: 建設課

処分の概要	宅地造成等工事規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第1項の規定による。 (改善命令) 第23条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大いいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1876

担当部署: 建設課

処分の概要	土地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第2項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第2項の規定による。 (改善命令) 第23条 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1878

担当部署: 建設課

処分の概要	造成宅地防災区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第1項の規定による。 (改善命令) 第47条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第45条第1項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「造成宅地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1879

担当部署: 建設課

処分の概要	造成宅地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第2項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第2項の規定による。 (改善命令) 第47条 2 前項の場合において、造成宅地所有者等以外の者の宅地造成又は特定盛土等に関する不完全な工事その他の行為によつて第45条第1項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1890

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行う等の措置の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条第5項及び第6項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第24条第5項及び第6項の規定による。 第24条 ⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。 ⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。 (1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。 (2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1895

担当部署: 上下水道課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の20		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の20の規定による。 (改善命令) 第25条の20 公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1896

担当部署: 上下水道課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の21第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の21の規定による。 (計画の認定の取消し) 第25条の21 公共下水道管理者は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 2 第25条の12の規定は、公共下水道管理者が前項の規定による取消しをした場合について準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1899

担当部署: 産業環境課

処分の概要	先端設備等導入計画の認定の取消し		
法令名称 根拠条項	中小企業等経営強化法 第53条第2項及び第3項		
法令番号	平成11年法律第18号		
【基準】 法第53条第2項及び第3項の規定による。 (先端設備等導入計画の変更等) 第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。) は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。 2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。 5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1901

担当部署: 会計課

処分の概要	指定納付受託者の指定の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第231条の2の7第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第231条の2の7第1項の規定による。 (指定納付受託者の指定の取消し) 第231条の2の7 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第231条の2の3第1項の規定による指定を取り消すことができる。 (1) 第231条の2の3第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。 (2) 第231条の2の5第2項又は前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 (4) 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1916

担当部署: 総務課

処分の概要	地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の3第3項		
法令番号	平成10年法律第117号		
【基準】 法第22条の3第3項の規定による。 (地域脱炭素化促進事業計画の変更等) 第22条の3 3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項の認定を取り消すことができる。 (1) 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第3項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。)に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。 (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当しないものとなったとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1920

担当部署: 産業環境課

処分の概要	協定の認可の取消し		
法令名称 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第37条第1項		
法令番号	令和4年法律第37号		
【基準】 法第37条の規定による。 (協定の認可の取消し) 第37条 市町村長は、第31条第1項又は第34条第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第33条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。 2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1921

担当部署: 建設課

処分の概要	災害等防止措置命令		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第39条		
法令番号	平成30年法律第49号		
【基準】 法第39条の規定による。 (災害等防止措置命令) 第39条 市町村長は、前条第1項の勧告に係る確知所有者が正当な理由がなく、当該勧告に係る災害等防止措置を講じないときは、当該確知所有者に対し、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該確知所有者が当該災害等防止措置の実施に必要な共有持分を有しない者である場合は、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1923

担当部署: 建設課

処分の概要	推進法人に対する措置命令		
法令名称 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第49条第2項		
法令番号	平成30年法律第49号		
【基準】 法第49条の規定による。 (監督等) 第49条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第47条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1924

担当部署: 建設課

処分の概要	推進法人の指定の取消し		
法令名称 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第49条第3項		
法令番号	平成30年法律第49号		
【基準】 法第49条の規定による。 (監督等) 第49条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第47条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1930

担当部署: 総務課

処分の概要	認可地縁団体の合併認可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の45第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第260条の45の規定による。 第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。 (1) 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。 (2) 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。 2 前条第1項の規定による告示後に前項(第2号に係る部分に限る。)の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。 3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。 4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1940

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の9		
法令番号	平成12年法律第149号		
【基準】 法第5条の9の規定による。 (改善命令) 第5条の9 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1941

担当部署: 建設課

処分の概要	管理計画の認定の取消し		
法令名称 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の10第1項		
法令番号	平成12年法律第149号		
【基準】 法第5条の10の規定による。 (管理計画の認定の取消し) 第5条の10 計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第5条の4の認定(第5条の7第1項の変更の認定を含む。以下同じ。)を取り消すことができる。 (1) 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。 (3) 認定管理者等が不正の手段により第5条の4の認定又は第5条の6第1項の認定の更新を受けたとき。 2 計画作成都道府県知事等は、前項の規定により第5条の4の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1943

担当部署: 建設課

処分の概要	指定認定事務支援法人の指定の取消し		
法令名称 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令 第4条		
法令番号	平成13年政令第238号		
【基準】 政令第4条の規定による。 (指定の取消し) 第4条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 (1) 法第5条の12第1項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。 (2) 第1条第2項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第2条の規定に違反したとき。 (4) 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 不正の手段により指定を受けたとき。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1945

担当部署: 企画財政課

処分の概要	空家等管理活用支援法人に対する措置命令		
法令名称 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第25条第2項		
法令番号	平成26年法律第127号		
【基準】 法第25条第2項の規定による。 (監督等) 第25条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 空家等対策の推進に関する特別措置法第25条			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1946

担当部署: 企画財政課

処分の概要	空家等管理活用支援法人の指定の取消し		
法令名称 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第25条第3項		
法令番号	平成26年法律第127号		
【基準】 法第25条第3項の規定による。 (監督等) 第25条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 空家等対策の推進に関する特別措置法第25条			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1950

担当部署: 会計課

処分の概要	指定公金事務取扱者の指定の取消し		
法令名称 根拠条項	地方自治法 第243条の2の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第243条の2の3第1項の規定による。 (指定公金事務取扱者の指定の取消し) 第243条の2の3 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第243条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。 (1) 第243条の2第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき。 (2) 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 (3) 前条第2項又は第243条の2の6第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1959

担当部署: いづみ児童館

処分の概要	児童育成支援拠点事業の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17の3第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の17の3第3項の規定による。 第34条の17の3 3 市町村長は、児童育成支援拠点事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1961

担当部署: 産業環境課

処分の概要	改善命令		
法令名称 根拠条項	気候変動適応法 第23条第5項		
法令番号	平成30年法律第50号		
【基準】 法第23条第5項の規定による。 (熱中症対策普及団体) 第23条 5 市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1962

担当部署: 産業環境課

処分の概要	熱中症対策普及団体の指定の取消し		
法令名 根拠条項	気候変動適応法 第23条第6項		
法令番号	平成30年法律第50号		
【基準】 法第23条第6項の規定による。 (熱中症対策普及団体) 第23条 6 市町村長は、普及団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。 (1) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 (2) 前項の規定による命令に違反したとき。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3003

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、変更、効力の停止、条件の変更及び条件の付与並びに停止等の命令（県から委譲された当該権限事務のものに限る。）		
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】 法第81条第1項の規定による。 （監督処分等） 第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者 (2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 (3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者 (4) 詐欺その他の不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3005

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第76条第4項の規定による。 (建築行為等の制限) 第76条 4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3006

担当部署: 建設課

処分の概要	措置等の命令		
法令名称 根拠条項	駐車場法 第19条		
法令番号	昭和32年法律第106号		
【基準】 法第19条の規定による。 (是正命令) 第19条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3020

担当部署: 産業環境課

処分の概要	措置命令(当該許可に係る条件に違反した者に対するものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第10条第1項の規定による。 (許可に係る措置命令等) 第10条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定に違反して許可を受けずに鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 (2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。 (3) 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3021

担当部署: 産業環境課

処分の概要	許可の取消し(当該許可に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第10条第2項の規定による。 (許可に係る措置命令等) 第10条 2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3025

担当部署: 産業環境課

処分の概要	登録の取消し		
法令名称 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第22条の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等) 第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3028

担当部署: 産業環境課

処分の概要	措置命令(当該許可を受けた者に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第9項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第24条第9項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 9 都道府県知事は、前条の規定に違反し、又は第4項の規定により付された条件に違反した者に対し、同条に規定する鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3029

担当部署: 産業環境課

処分の概要	許可の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第10項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第24条第10項の規定による。 （販売禁止鳥獣等の販売の許可） 第24条 10 都道府県知事は、第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項に規定するときは、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3031

担当部署: 産業環境課

処分の概要	改善措置等の命令		
法令名称 根拠条項	浄化槽法 第12条第2項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第12条の規定による。 (保守点検又は清掃についての改善命令等) 第12条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。 2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3035

担当部署: 産業環境課

処分の概要	墓地の施設の整備改善等の命令及び許可の取消し(当該事務に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】 法第19条の規定による。 第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5015

担当部署: 建設課

処分の概要	監督処分
法令名称 根拠条項	都市計画法 第81条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号
【基準】 法第81条の規定による。 (監督処分等) 第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者 (2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 (3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。 4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。	
備考	

設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	----------------	---------	-------

ID: 5220

担当部署: 産業環境課

処分の概要	変更命令		
法令名 根拠条項	工場立地法 第10条第1項		
法令番号	昭和34年法律第24号		
【基準】 法第10条第1項の規定による。 (変更命令) 第10条 市町村長は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。 2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から90日以内にしなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日